

令和6年春の農作業安全運動実施要領

1 趣旨

県内では、農作業中の不注意や農業機械の誤操作などから、毎年、農作業事故が発生し、死亡に至る重大事故も発生している。

このため、春の農繁期を迎えるにあたり、関係機関・団体が連携しながら、富山県適正農業規範（とやまGAP規範）に基づき、事故の未然防止対策を徹底するなど、農業者の農作業安全に対する意識の向上を図る。

2 主催 富山県、富山県農業機械化協会

3 期間 令和6年3月1日～5月31日

4 内容

（1）啓発活動

- ①県及び農業機械化協会は、関係機関・団体に対して、ポスターの掲示やチラシの配布を働きかけ、運動の周知を図る。
- ②市町村及び農業協同組合は、広報誌への掲載のほか、農業者を参集する会議等で農作業安全に係る話題を取り上げることで、農作業に対する安全意識の啓発を図る。

（2）農業者への指導

- ①農業協同組合及び農機具販売店は、農業機械の適正な使用方法等について指導に努める。
- ②農林振興センター及び農業協同組合は、別紙指導事項を参考に現地指導や技術情報の発信等の機会を活用し、農作業安全の指導に努める。
- ③農業機械士は、地域において他の農業者の模範となるよう、農業機械の安全使用と効率利用の推進に努める。
- ④各機関は、「農作業安全に関する指導者」を積極的に活用し農業者に指導する。

（3）農作業事故の報告

農林振興センターは、関係機関・団体と密接な連携をとり、期間中に発生した農作業事故について、農業技術課へ報告する。

「令和6年春の農作業安全運動」指導事項

1 重点指導事項

(1) とやまGAP規範に基づく事故の未然防止対策

- ・トラクターなどの農業機械の作業時における転倒・転落や、用水路の転落事故を未然に防止するため、農場や農道等の危険箇所を事前に把握し、草刈りの実施や路肩の補強、目印を設置するなど改善に努める。
- ・余裕をもった作業計画を立て、複数人での作業を心がける。
- ・持病がある場合や体調不良時は作業を避ける。
- ・各作業に応じた服装、保護具を着用する。(ヘルメットやシートベルトの着用等)
- ・機械等の使用前に正しい使用方法を再確認する。
- ・作業前に「事故の未然防止対策」について作業者に周知する。

(2) 事故発生時の備え

- ・応急処置の知識を身につけるとともに、緊急連絡先を整理する。
- ・労災保険や任意保険に加入する。

【参考】とやまGAP規範(農作業安全対策)

- 規範項目4「危険な農作業等の把握及び改善」
- 規範項目5「危険を伴う作業に対する制限」
- 規範項目6「保険への加入・免許の取得」
- 規範項目7「機械の安全装備と点検・整備」
- 規範項目8「操作マニュアル等に基づく機械等の適正な使用」
- 規範項目9「安全作業のための服装や保護具の着用」

各規範項目はとやまGAP
のホームページから入手できます



(3) 熱中症対策の実施

- ・近年の温暖化の影響により、熱中症による死亡者の割合も増加していることから、特に5月以降は、熱中症対策を徹底する。

2 個別作業に係る指導事項

(1) トラクターの使用

- ・安全キャブや安全フレームがついた機体を使用する。
- ・乗車時にはシートベルトやヘルメットを着用する。
- ・昇降路の出入りや公道走行の際は左右ブレーキペダルを必ず連結する。
- ・作業機の取替・修理・点検時は、油圧ロックやスタンド等で機械を安定させ、本機と作業機の間や、作業機の下には入らない。

(2) 田植機の使用

- ・転倒・転落防止のため、滑りにくい靴をはき、乗車時は足元の泥をこまめに取り除く。
- ・昇降路を上る際は、後進でゆっくり進む。
- ・爪などの動作部の点検は、必ずエンジンを停止させた後、手袋を着用して行う。